

6 用語解説

あ行

「アセスメント」

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

「IADL」(Instrumental Activities of Daily Living)

手段的日常生活動作の意味で、電話の使い方、買物、家事、移動や外出、金銭管理など、高次な生活機能の水準を測定するもので、在宅生活の可能性を検討する場合、重要な指標になるとされている。

「NPO」(Nonprofit Organization)

民間性、非営利性、組織性がある市民活動団体のこと。NPO法（特定非営利活動促進法）により、非営利活動を行う法人格を取得した団体をいう。

か行

「介護保険制度」

平成12年4月から始まった、介護を公的に支えるための保険制度のことで、65歳以上全員と、40歳から64歳までの医療保険加入者が対象になる。介護保険制度は介護や支援が必要になった場合（要介護・要支援状態）、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度であり、サービスを受けるには、要支援・要介護認定が必要。

「管理栄養士」

厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導を行ったり、特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理や、これらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者。

「QOL」(Quality of Life)

「生活の質」と訳され、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。身体自立ができなくても他者の介助を利用して当事者の望む生活の質を確保することに目が向けられ、高齢者福祉においても、生きがいや幸福感といったQOL向上の援助が求められている。

「居宅サービス」

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、住宅改修等のサービスのこと。

「緊急通報システム」

70歳以上のひとり暮らしで、要介護の認定を受けている方または緊急性の疾病を持っている方で援護が必要な場合、ペンダント型無線発信機を含む端末機により、緊急時に消防本部に通報できる機器システムのこと。生活の安全確保を図ると同時に、孤独感、不安感の解消を図る。

「介護支援専門員」(ケアマネジャー)

介護保険のサービス利用者などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考

慮して、ケアプランを立て、適切な居宅または施設のサービスが利用できるように、市町村、サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行う者のこと。

「ケアハウス」

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安があるが、家族による援助困難な人が対象の施設のこと。無料又は低額な料金で、日常生活に必要な便宜を供与する。

「ケアプラン」(介護サービス計画)

要介護認定を受けた人に対し、ケアマネジャー等がそれぞれの心身の状態を考慮して、サービスの種類や内容等、どのような介護を受けるかを定める計画のこと。要支援者は地域包括支援センターの保健師等が、要介護者は居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、それぞれケアプランを作成する。

「言語聴覚士」(Speech-Language-Hearing Therapist : ST)

厚生労働大臣の免許を受けて、ことばによるコミュニケーションに問題がある方(音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある方)に、その機能の維持・向上を図り、自分らしい生活を構築できるよう支援するほか、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応している。

「高齢者虐待」

高齢者の心や身体に傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪う行為。身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・介護世話の放棄、放任がある。

「高齢者世話付住宅」(シルバーハウジング)

原則として、単身高齢者、高齢者世帯を入居対象者とし、一定のサービスを供給するため、30名に1名の生活援助員(LSA: ライフサポート・アドバイザー)が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、かつ、緊急通報システムが組み込まれた集合住宅のこと。

「コミュニティバス」

路線バス等が運行されていない地域に、市が支援して運行させる乗合バスのこと。

さ行

「サービス付き高齢者向け住宅」

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム等について、入居者の保護と供給促進の観点から、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され創設された。床面積や提供されるサービスに登録基準等があり、登録・指導・監督は都道府県知事が行う。

「在宅介護支援センター」

在宅で高齢者を介護する人の介護に関する総合的な相談を受け、ニーズに合った保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町村、関係機関との連絡調整を行うセンターのこと。

「作業療法士」(Occupational Therapist:OT)

医師の指示のもとに身体または精神に障害のある人に対して手工芸やその他の作業で応用動作能力や社会適応能力の改善、回復を図る専門家のこと。

「歯科衛生士」

歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的として、人々の歯・口腔の健康づくりをサポートする国家資格の専門職。歯科衛生士が行う歯科保健指導では、歯磨き指導を中心としてセルフケアのスキルアップを専門的に支援したり、寝たきり者や要介護者等に対する訪問口腔ケアも行う。また、食べ物の食べ方や嚙み方を通した

食育支援、高齢者や要介護者の咀嚼や飲み込み力を強くする摂食・嚥下機能訓練も行っている。

「施設サービス」

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の各サービスのこと。その他、介護保険外の施設サービスとして、養護老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどがある。

「小地域ネットワーク」

ひとり暮らし高齢者が安心して生活できるように、日々の見守りを中心に病気などの緊急時の対応、日常的な相談相手となる協力員を地域社会の中で組織すること。

「シルバー人材センター」

「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、市区町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人（社団法人）のこと。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的としている。

「成年後見制度」

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で、主として意思能力が十分でない方を対象としてその方の財産が本人の意思に即して保全活用され、また日常生活の場面において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活での援助をする制度のこと。

た行

「地域ケアシステム」

在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように福祉・保険・医療サービスを組み合わせて提供する仕組みのこと。市役所・町村役場や市町村社会福祉協議会に設置された「ケアセンター」において、専門の職員（地域ケアコーディネーター）が、在宅のサービスについてのさまざまな相談に応じるとともに、必要なサービスを提供するために福祉・保健・医療機関との総合的な調整を行う。

「地域密着型サービス」

要介護者の住みなれた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内に、サービス提供の拠点が確保されるサービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護など6種類）のこと。

「地域支援事業」

被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業のこと。①介護予防・日常生活支援総合事業②包括的支援事業③任意事業がある。

「地域包括支援センター」

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域支援事業のうち第一号介護予防支援事業及び包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント業務等）などを一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されるセンターのことで、本市では「おとしより相談センター」という通称名にしている。

「超高齢社会」

超高齢社会とは、全人口の中に占める65歳以上人口の割合が21%を超えた状態をいう。また、全人口の中に占める65歳以上の人口の割合が14%を超えた状態を高齢社会

という。

な行

「日常生活圏域」

住民が日常生活を営む地域として、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件等を総合的に勘案して設定し、それに基づいて均衡のとれた介護サービスなどが提供されるようにしていく。設定の例としては、コミュニティ地域、小中学校区域、旧行政単位などがある。

「二次予防事業対象者」

要介護状態等となるおそれの高い生活機能の低下が認められる65歳以上の者のこと。

「認知症」

脳に何らかの原因で障害が起き、脳の機能が低下することで、日常生活がうまく行えなくなる脳の病気のこと。主な症状としては、記憶障害や見当識障害、判断力の低下などがある。

「認知症サポーター」

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する者のこと。厚生労働省では、認知症サポーターを全国で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しており、認知症アドバイザーが、認知症サポーターの養成講座を開講している。

は行

「常陸太田・ひたちなか高齢者福祉圏域」

常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、常陸大宮市、大子町、東海村の4市1町1村により構成されている圏域のこと。「高齢者福祉圏域」は、老人福祉法第20条の9に基づき、福祉と保健・医療の連携を図りながら、高齢者の生活実態に応じた総合的サービスが提供できるよう、茨城県保健医療計画（第5次）の二次保健医療圏と一致するよう設定される。

「バリアフリー」

広義では健常者を含むすべての人々に対して、行動などに障壁がない状態を指すが、一般的には、高齢者や何らかの障害がある人が行動しやすいように、建造物や移動手段に関する障壁が取り除かれる状態を意味する。

「ホームヘルパー」

介護保険サービスの「訪問介護」を担う職種で、身体的・精神的に日常生活を送るのに支障のある高齢者や障害者に、その生活面でのサポートを行うために利用者の家庭に訪問し、サービスを提供する者のこと。

「ボランティア」

社会福祉において、無償性・善意性・自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕のこと。

ま行

「民生委員・児童委員」

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や行

「ユニバーサルデザイン」

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。すべての人のためのデザインという意味。

「要介護度」

要介護状態を介護の必要の程度に応じて定めた区分のこと。何らかの支援を要すが、状態の軽減等が期待できる「要支援1・2」と、部分的介護を要する状態から最重度の介護を要する状態まで、「要介護1」～「要介護5」の7区分になっている。

「要介護認定」

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法基準に従って市町村が行う認定のこと。認定によって介護保険の給付の量が決定するという点で、極めて重要な手続きであるため、公平かつ公正に実施されなければならない。

「養護老人ホーム」

65歳以上の高齢者であり、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が入所する施設のこと。「環境上の理由」とは、現在置かれている環境の下では、在宅において生活することが困難な場合を指し、「経済的理由」とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市民税の所得割を課されていない場合等を指す。

ら行

「理学療法士」(Physical Therapist:PT)

病気や外傷などによって身体に障害が生じた人の基本的動作能力の回復を図るため、運動療法や物理療法などの治療を施すリハビリテーション医療の専門家のこと。

「老研式活動能力指標」

社会的な生活機能を測る指標で、東京都健康長寿医療センター（旧東京老人総合研究所）が作成したもの。

「老人いきいの家」

老人福祉センターより小規模であるが、60歳以上の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を供与する施設のこと。

「老人福祉センター」

地域の高齢者に対して、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する施設のこと。老人福祉センターは、標準的機能を持つ老人福祉センター（A型）、保健関係部門の機能を強化し、健康づくりの活動の場として利用できる老人福祉センター（特A型）及び、老人福祉センター（A型）の機能を補完するための事業を行う、老人福祉センター（B型）の3種類がある。